

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年4月12日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	三井経光
同	池田清

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度 財政援助団体等監査（住民自治協議会等）（27監査第 206号）分

指摘事項	当初措置状況 (28年度)	平成29年度の措置状況	担当課
<p>【意見】 3 ながのシティプロモーション実行委員会（ながのシティプロモーション実行委員会負担金） 実行委員会の今後の在り方について 《報告書22ページ》</p>	<p>ながのシティプロモーション実行委員会は、地元関係機関、団体及び市が一体となって、市民をはじめ広く全国に情報発信する事業等を展開することにより、観光交流人口・定住人口等の増加を図ることを目的としている。しかしながら、実行委員会の運営や事業実施の実態については、市が費用を全額負担し、官民一体の組織ではあるものの行政主導で事業が展開され、実行委員会は、単なる承認機関となっている。 プロモーションの担い手となる各構成団体等においても、実行委員会が作成したキャッチフレーズ、ロゴマーク、プロモーションビデオ等のツールを有効に活用し、主体的にプロモーション事業を展開していく機運の醸成が図られることを期待する。 また、構成団体等が自ら担い手としてシティプロモーションに関わる仕組みを構築するためにも、費用負担を含めた今後の団体の在り方について検討されたい。</p>	<p>官民一体となってプロモーションを推進できるよう、平成28年度中に実行委員会のあり方を見直すとともに、市民・民間事業者による自発的な活動を促す仕組みを検討する。</p> <p>実行委員会については、平成30年3月31日付けで発展的に解散することが実行委員会会議にて承認された。平成30年度以降は、行政が主体となり市民の参加を得てシティプロモーションを推進するとともに、個別の事業に応じて市と関係機関とで協力連携を図っていくこととした。</p>	<p>企画課</p>